

# 令和7年度林業普及指導体制

## 1 配置

- (1) 林業革新支援専門員 [ 1名]
  - ・ 県内の普及指導業務を統括するため、本庁（林業振興課）に林業革新支援専門員を配置する。
  - ・ 林業普及指導員資格保有者とする。
- (2) 林業普及指導員 [ 36名]
  - ・ 林業普及指導員には、森林総合監理士を配置するように努める。
- ① 振興局 [ 24名]
  - ・ 森林所有者等と緊密に接し、現場に密着したきめ細やかな普及活動を実施するため、重点的に配置する。
  - ・ 民有林面積及び林家数等を勘案し、配置数を決定する。
- ② 本庁 [ 9名]
  - ・ 普及指導業務を広域的かつ有機的に推進できるよう配置する。
  - ・ 各班へ配置し、局の施策展開に向け、互いに連携・協力し、普及指導の高度化に向けた課題に取り組む。
- ③ 林業試験場 [ 2名]
  - ・ 研究員と連携した試験研究の実施及び他配置の林業普及指導員との密接な連携により、現場へ研究成果の普及推進を図る。
- ④ 農林大学校林業研修部 [ 1名]
  - ・ 林業技術者に対する森林・林業・木材産業に関する教育の実施、他配置の林業普及指導員との密接な連携により、担い手の育成・確保に取り組む。

## 2 兼務

普及指導業務は、行政業務との兼務とする。

## 3 林業普及指導体制図

